番号:141199国名:イラク

担 当:農村開発部 農業・農村開発第一グループ 第二チーム

案件名:食糧自給のための小麦生産改善プロジェクト(普及指導能力向上)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:普及指導能力向上

(2)格付:3号

(3)業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2015年3月上旬から2015年6月上旬まで

(2) 業務M/M:国内 0.50M/M、現地 1.00M/M、合計 1.50M/M

(3)業務日数:

準備期間第1次派遣国内作業第2次派遣国内作業4日15日2日15日4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3)提出期限:2月12日(12時まで)

(4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いず

れも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」($http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html$)をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 16点 ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2)業務従事予定者の経験・能力等:

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等16点(計100点)

類似業務	農業普及に関する各種業務
対象国/類似地域	イラク/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2)必要予防接種:なし

6. 業務の背景

イラクは、国土の大部分が年間降水量 250mm 以下の砂漠気候に属するが、近隣諸国と比べると水資源に恵まれており、農業セクターは GDP の約 10% (2010 年推定)を生産し、労働人口の約 22%が従事するなど、石油・ガス部門につぐ重要産業である。しかし、農業生産基盤の老朽化、灌漑農地における塩類集積、農業技術・知識の不足などにより、農業の生産性は低迷しており、食糧輸入への依存、国家経済の石油・ガス部門への依存を高めている。

こうしたことから、2010年に公表された「イラク国家開発計画(2010~2014年)」では、食料安全保障のための農業生産高及び農業生産額の増加による農村部の貧困削減と石油依存からの経済多様化を目標の一つに掲げている。特に、2007年~2009年にかけて旱魃の影響により平年の50%にまで収量が落ち込んだ小麦の生産拡大は優先順位が高く、生産性向上や灌漑施設の改善に対する投資の促進等を図っている。JICAはこれに関連する円借款「灌漑セクターローン」(2008年1月L/A調印)によってポンプ、建設機材等の調達の支援を実施中である。

イラク北部に位置するクルド自治区(エルビル県、ドホーク県、スレイマニア県)は、イラク国内でも 400 mm~1200 mmと年間降水量が多いことから潜在的な農業生産性は高く、イラクの主食である小麦の生産において重要な地域である。しかし前政権による弾圧と農村破壊、近年の旱魃などの影響でクルド地域の生産改善は進まず、小麦生産は播種時と収穫時の作業以外は殆ど手をかけない天水の粗放的生産を営む面積がほとんどを占め、生産量が安定せず生産性の低い状態にある。このため、水資源の有効活用のほか、優良品種の導入や栽培管理技術の向上を図り、食糧自給にとって重要な小麦の生産性を改善していくことが必要とされている。

このような背景からイラク国政府は、「食糧自給のための小麦生産改善プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を我が国政府に対して要請し、2011 年 8 月の協力開始以降、約 3 年 11 カ月の協力期間で、乾燥地の小麦栽培の技術的知見及び研究者等人材のネットワークを有する国際研究機関である ICARDA (The International Center for Agricultural Research in the Dry Areas)が短期専門家派遣と第三国研修の実施を担当し、業務調整担当専門家がプロジェクト運営管理を担う形態でクルド自治政府農業水資源省(以下「C/P」)の小麦生産に関係する普及員及び試験場のスタッフの能力向上に取り組んでいる。具体的には、適正品種の選定、病害虫防除・肥培管理等の栽培技術、水管理にかかる各種研修等)にかかる活動を継続しているが、技術普及のノウハウに関する系統だった研修活動はこれまでに実施されていない。2015 年 7 月末のプロジェクトの終了までに、C/P 機関に属する普及員がこれまでのプロジェクト活動を通じて習得した技術を普及活動へ活用できるよう、能力強化を図る必要があり、本専門家を派遣することとなった。

7. 業務の内容

本業務従事者は、小麦生産にかかる各分野の技術を取得しつつある C/P の実際の現場での普及活動の概要を把握し課題を抽出するとともに、それを踏まえて普及活動を円滑に行うために必要な基本的研修(普及の意義の理解、基本的ファシリテーション技術の修得など)を実施し、今後に向けた提言をまとめる。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2015年3月上旬)
- ① 本プロジェクトの関係資料に基づき、プロジェクトの活動進捗状況を把握する。
- ② 派遣中のプロジェクト業務調整員と連絡をとり、普及活動の現状、課題及び普及員のファシリテーションの能力レベルについて情報収集する。
- ③ 具体的な活動及び研修計画を検討し、研修カリキュラムや教材のドラフトを作成する。
- ④ 上記①~③を基にワークプラン(和文・英文)案を作成し、JICA農村開発部と協議し、内容を確認する。
- (2) 第1次現地派遣期間(2015年3月上旬~中旬)
 - ① ワークプランを JICAイラク事務所、およびC/Pに説明し、業務計画を確認する。
 - ② C/P及び普及員へのヒアリングや現場視察を行い、農家向けの普及活動及びファシリテーション能力に係る現状や課題を把握する。

- ③ 上記②の結果を踏まえ、国内準備期間に作成した研修カリキュラム及び教材のドラフトを改定する。
- ④ 研修カリキュラム及び教材に基づき普及員向けの研修(1日)を実施する。また、次回派 遣までに研修受講者(普及員)が取り組むべき課題を明確にして提示し、次回派遣までの 活動計画をC/Pと作成する。
- ⑤ 現地業務結果報告書(1)(英文)を作成し、C/P機関、プロジェクト業務調整員、JICAイラク事務所に提出し、報告を行う。
- (3) 国内作業期間(2015年3月中旬~2015年4月下旬)
 - ① 現地業務結果報告書(英文)をJICA農村開発部に提出し、報告を行う。
 - ② 第2次現地派遣のワークプラン(和文・英文)案を作成し、JICA農村開発部と協議し、内容を確認する。
- (4) 第2次現地派遣期間(2015年4月下旬~5月上旬)
 - ① ワークプランを JICAイラク事務所、およびC/Pに説明し、業務計画を確認する。
 - ② 第1次派遣期間中に研修受講者(普及員)に対して課した課題の取り組み進捗状況を確認する。
 - ③ 普及員に対して、ファシリテーションの基本や農家との信頼構築に係る研修を実施する。
 - ④ 研修の結果を踏まえ、研修カリキュラム及び教材を改定する。また、C/Pが取り組むべき 事項を提言にまとめる。
 - ⑤ 現地業務結果報告書(2)(英語)を作成し、C/P機関、プロジェクト業務調整員、JICA イラク事務所に提出し、報告を行う。
- (5) 帰国後整理期間(2015年5月中旬)
 - ① 専門家業務完了報告書(和文)を作成してJICA農村開発部に提出し、報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。 なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(和文3部、英文3部:監督職員、JICAイラク事務所、C/P機関) 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案) などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(1) 及び(2) (英文3部:監督職員、JICAイラク事務所、C/P機関) 記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部) 記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④ プロジェクト実施上での残された課題
 - ⑤ その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上して下さい)。なお、スレイマニヤにおいては、JICAイラク事務所指定のホテルに宿泊するため、格付を問わず、以下の調整宿泊料(上限)を適用します。現時点で想定される宿泊日数を元に積算し、見積に計上してください。実宿泊日数が異なる場合による差額については、必要に応じ、契約金額を超えて精算時に対応することも可とします(約款の一部を変更して適用します。)。

・スレイマニヤ:17,300円/泊

航空賃については、成田(日本)ーエルビル(イラク)―成田(日本)の経路のみを計上して下さい。

(2) 一般管理費等の上限加算

イラクに関する業務については、治安状況に鑑み、一般管理費等率の基準(上限)を10% 加算します。

(3) 戦争特約保険料

災害補償経費(戦争特約経費分のみ)の計上を認めます。「コンサルタント等契約などに おける災害補償保険(戦争特約)について」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html)を参照願います。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は第一次派遣:2015年3月7日~2015年3月21日、第2次派遣:2015年4月下旬~2015年5月上旬を予定しています。

②現地での業務体制

本プロジェクトには、長期専門家として業務調整員1名が配置されており、ICARDAからの 短期専門家派遣を含む事業全体の運営管理を担当しています。業務調整員は本専門家の活動を支援します。

③便宜供与内容

JICAイラク事務所及びプロジェクトの業務調整員による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア)空港送迎

あり

イ)宿舎手配

あり

ウ)車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ)通訳傭上

英語⇔クルド語の通訳を提供(イラク渡航中)

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び業務調整専門家及びC/Pの同行

カ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供(ネット環境完備)

(2)参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム (TEL:03-5226-8442) にて配布します。

- · 事業事前評価表
- ·運営指導調査報告書、PDM(最新版)
- 業務進捗報告書、ICARDA業務完了報告書、合同調整委員会議事録

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 本業務の対象地域はイラク国・クルド自治政府のエルビル県及びスレイマニア県内です。
- ③ イラク国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAイラク事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上